

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

令和 1 年 6 月 1 日

吸収分割会社	東京瓦斯株式会社
吸収分割承継会社	東京ガス不動産株式会社

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和1年6月1日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、吸収分割会社である東京瓦斯株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）の株主は、吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

新株予約権を発行していないため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

承継債務は、全て重畳的債務引受を行ったため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社である東京ガス不動産株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）に対し、吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。なお、吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 8 日に株主に対し通知を行っております。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 8 日に官報及びフジサンケイビジネスアイにおいて債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である令和 1 年 6 月 1 日をもって、吸収分割会社から吸収分割契約書に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 1 年 6 月 3 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

令和 1 年 6 月 1 日

吸収分割会社 東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表取締役 内田高史

吸収分割承継会社 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号
東京ガス不動産株式会社
代表取締役 小林裕明